

身体障害者診断書・意見書（肢体不自由障害用）

総括表

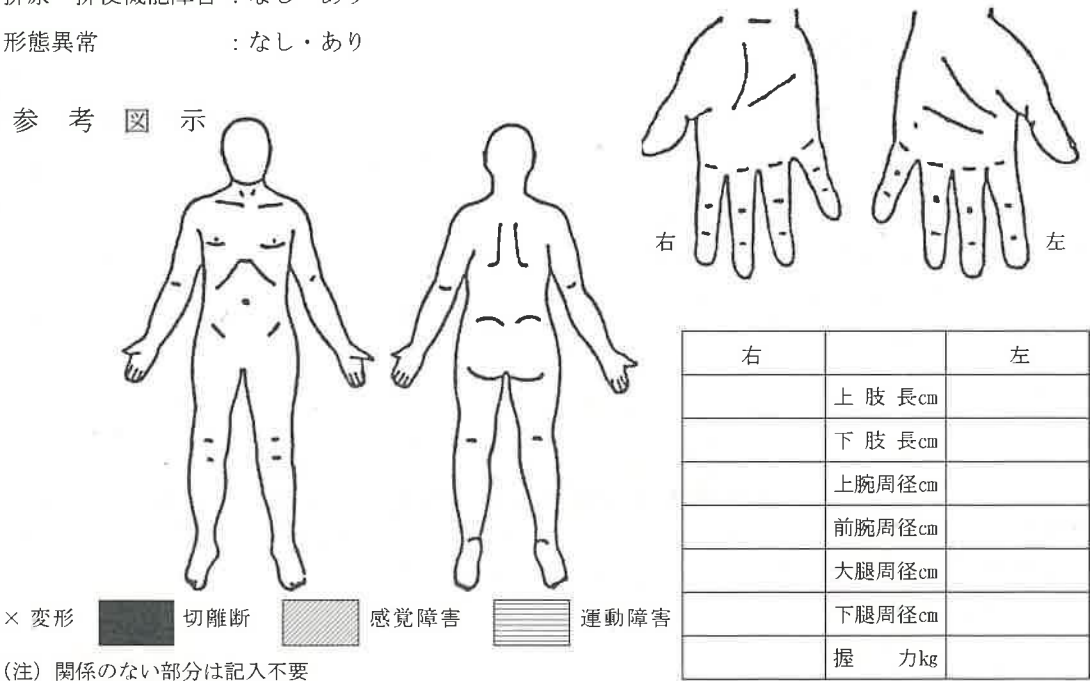
氏 名	明治 平成 大正 令和 年 月 日 昭和	男 女
住 所		
① 障害名（部位を明記）		
② 原因となった 疾病・外傷名	交通，労災，その他の事故，戦傷，戦災 自然災害，疾病，先天性，その他（ ）	
③ 疾病・外傷発生年月日	昭和 平成 年 月 日・場 所 令和	
④ 参考となる経過・現症（レントゲン及び検査所見を含む。）		
障害固定又は障害確定（推定） 昭和 平成 年 月 日 令和		
⑤ 総合所見		
[将来再認定 要（ 重度化 軽度化 ）・不要] （再認定の時期 年 月 ）		
⑥ その他参考となる合併症状		
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。 令和 年 月 日 病院又は診療所の名称 所 在 地 診療担当科名 科 医師氏名 ※診断書・意見書は、身体障害者福祉法第 15 条の指定医により作成してください。		
身体障害者福祉法第 15 条第 3 項の意見 [障害程度等級についても参考意見を記入] 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ・ 該当する （ 級相当） ・ 該当しない		
注意 1 障害名には現在起っている障害、例えば両眼視力障害、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾病には、緑内障、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入して下さい。 2 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書・意見書」（別様式）を添付してください。 3 障害区分や等級決定のため、名古屋市社会福祉審議会から改めて次頁以降の部分についてお問い合わせする場合があります。		

肢体不自由の状況及び所見

神経学的所見その他の機能障害（形態異常）の所見（該当するものを○で囲むこと）

1. 感覚障害（下記図示）：なし・感覚脱失・感覚鈍麻・異常感覚・深部覚障害
2. 運動障害（下記図示）：なし・弛緩性麻痺・痙性麻痺・固縮・不随意運動・しんせん・運動失調・その他
3. 起因部位：脳・脊髄・末梢神経・筋肉・骨関節・その他
4. 排尿・排便機能障害：なし・あり
5. 形態異常：なし・あり

参 考 図 示



歩行能力（杖・補装具なしで）正常に可能：_____m以上歩行不能

起立位（杖・補装具なしで）正常に可能：_____分間以上困難：片脚での起立位保持（可・不可）

動作・活動			自立○	半介助△	全介助又は不能×	（ ）の中のものを使うときはそれに○		
寝がえりする					ワイシャツのボタンをとめる			
あしをなげ出して座る					シャツを着て脱ぐ			
椅子に腰かける					ズボンをはいて脱ぐ（自助具）			
立つ（手すり、壁、杖、松葉杖、義肢、装具）					ブラッシで歯をみがく（自助具）	右		左
家の中の移動（壁、杖、松葉杖、義肢、装具、車椅子）					顔を洗いタオルで拭く			
洋式便器にすわる					タオルを絞る			
排便のあと始末をする					背中を洗う			
（箸で）食事をする（スプーン、自助具）			右		左	二階まで階段を上って下りる（手すり、壁、杖、松葉杖）		
コップで水を飲む			右		左	屋外を移動する（家の周辺程度）（杖、松葉杖、車椅子）		
とじひもを結ぶ					公共の乗り物を利用する〔タクシーを除く〕			

注：身体障害者福祉法の等級は機能障害（impairment）のレベルで認定されますので（ ）の中に○がついている場合、原則として自立していないという解釈になります。

計 測 法：

上肢長：肩峰→橈骨茎状突起

下肢長：上前腸骨棘→（脛骨）内果

上腕周径：最大周径

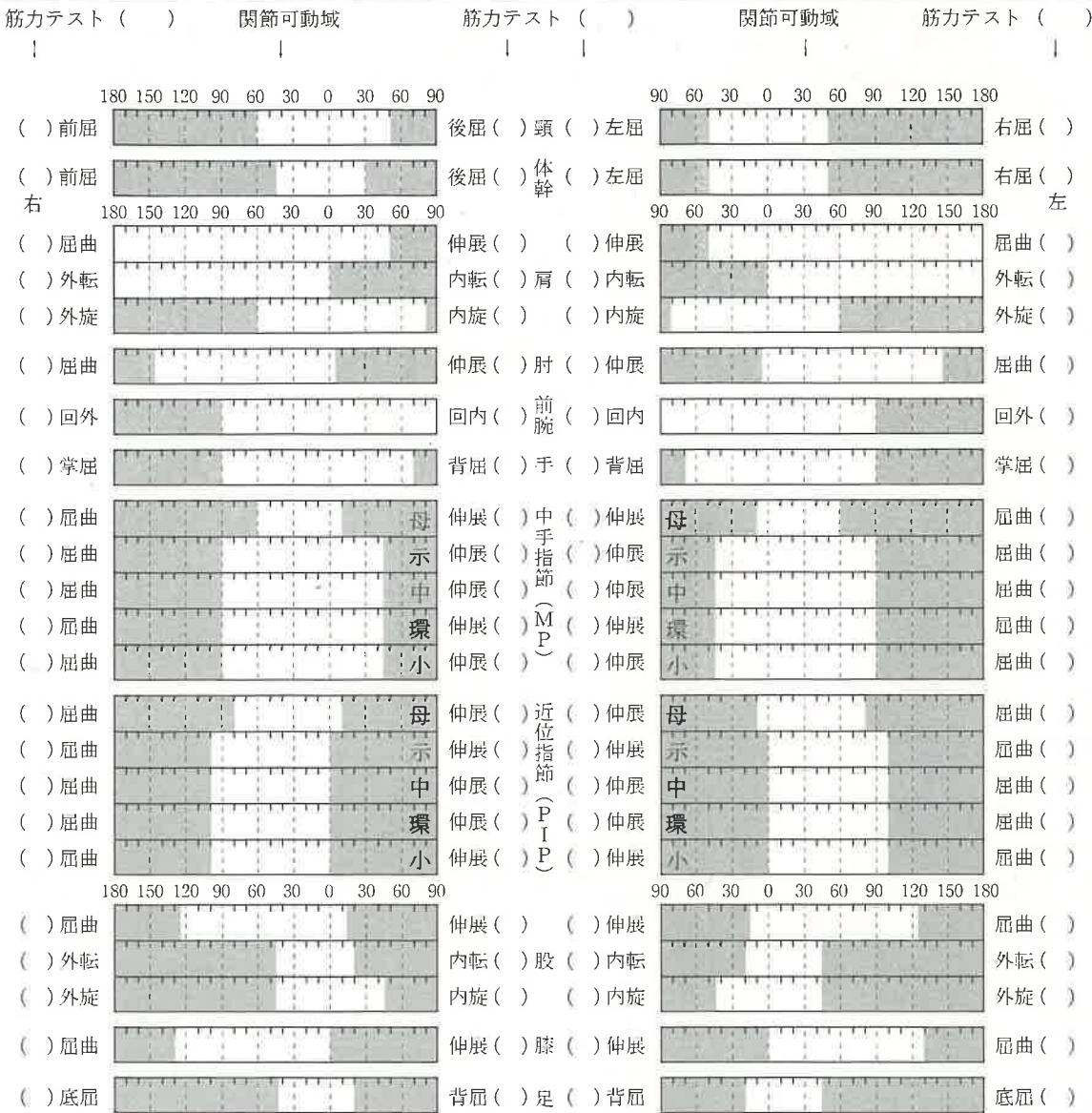
前腕周径：最大周径

大腿周径：膝蓋骨上縁上10cmの周径（小児等の場合は別記）

下腿周径：最大周径

関節可動域(R O M)と筋力テスト(MMT)

(この表は必要な部分を記入)



反射異常

上肢腱反射		下肢腱反射		バビンスキー反射			
右	左	右	左	右	左	右	左

備考

片麻痺運動機能テスト（Brunnstrom test）※C V A等の麻痺側のみ記入

右	上肢	手指	下肢	左	上肢	手指	下肢

- 注：

1. 関節可動域は、他動的可動域を原則とする。

2. 関節可動域は、基本肢位を0度とする日本整形外科学会、日本リハビリテーション医学会の指定する表示法とする。

3. 関節可動域の図示は、のように両端に太線を引き、その間を矢印で結ぶ。強直の場合は、強直肢位に波線（〃）を引く。

4. 筋力については、表（ ）内に×△○印を記入する。×印は、筋力が消失または著減（筋力0、1、2該当）
- △印は、筋力半減（筋力3該当）

○印は、筋力正常またはやや減（筋力4、5該当）

5. (PIP)の項母指は（IP）関節を指す。

6. (DIP)その他手指の対立内外転等の表示は必要に応じ備考欄を用いる。

7. 図中ぬりつぶした部分は、参考的正常範囲外の部分で、反張膝等の異常可動はこの部分にはみ出し記入となる。

例示

(×)伸展屈曲(△)